

国立研究開発法人土木研究所研究評価委員会運営指針

平成22年12月 6日達第23号
改正 平成27年 4月 1日達第26号

(通則)

第1条 国立研究開発法人土木研究所研究評価要領（以下「要領」という。）に基づき国立研究開発法人土木研究所（以下「研究所」という。）が設置する内部評価委員会及び外部評価委員会の運営については、原則としてこの指針によるものとする。

(内部評価委員会の議題及び審議)

第2条 内部評価委員会の議題及び審議は、以下のとおりとする。

- 一 要領第4条に定める研究の評価
- 二 前年度に研究所が実施したプロジェクト研究の進捗状況（前号の評価課題を除く。）
また、本議題の審議に当たっては、評価委員のうち、要領別表2の共通委員以外の委員については、出席を任意とする。
- 三 前号において、国立研究開発法人土木研究所法第十六条第一項第二号に基づく農林水産省共管部分に属するプロジェクト研究課題については、進捗状況に関する判定を行う。
- 四 その他、必要に応じて研究の実施に関する事項

(外部評価委員会の議題及び報告)

第3条 外部評価委員会の議題は、以下のとおりとする。

- 一 要領第5条に定める研究の評価
- 二 前年度に研究所が実施したプロジェクト研究の進捗状況（前号の評価課題を除く。）
- 三 その他、必要に応じて研究の実施に関する事項

(研究評価の流れ)

第4条 各研究区分における評価の流れは、以下のとおりとする。

- 一 プロジェクト研究の評価の流れは、次に掲げるとおりとする。
 - イ 内部評価委員会での評価の実施
 - ロ 内部評価委員会での評価結果を踏まえ、要領第13条の規定に基づき

理事長が研究実施の採否を決定

ハ ロで否となった研究を除き、外部評価委員会分科会において評価の実施

ニ 外部評価委員会において分科会の評価結果を確認

三 重点研究の評価の流れは、次に掲げるとおりとする。

イ 内部評価委員会での評価の実施

ロ 内部評価委員会での評価結果を踏まえ、要領第13条の規定に基づき理事長が研究実施の採否を決定

ハ ロで否となった研究を除き、外部評価委員会分科会に研究内容を報告しアドバイスを受ける。

ニ 外部評価委員会において分科会の審議結果を確認

三 基盤研究の評価の流れは、次に掲げるとおりとする。

イ 内部評価委員会での評価の実施

ロ 内部評価委員会での評価結果を踏まえ、要領第13条の規定に基づき理事長が研究実施の採否を決定

(評価委員会の開催)

第5条 評価委員会の開催については、以下のとおりとする。

一 内部評価委員会については、原則として、1年に2回(春と秋)の開催とする。

二 外部評価委員会については、原則として、1年に1回開催することとする。

(内部評価委員会の評価結果の決定)

第6条 内部評価委員会の評価結果の決定については、以下のとおりとする。

一 プロジェクト研究については、内部評価委員会終了後、国立研究開発法人土木研究所における役員の事務分掌等に関する規程(平成27年規程第18号)第4条第1号に規定する理事、国立研究開発法人土木研究所組織規程(平成27年規程第30号)第2条第3項に規定する審議役、同第4条に規定する研究調整監、企画部長、同第59条に規定する総括研究監による評価調整会議を開催し、事務局で集計した各委員の評価を基に評価結果を取りまとめ、委員長へ報告し決定する。

二 プロジェクト研究以外については、第1部会、第2部会の終了後、事務局で集計した各委員の評価結果について、前号と同じメンバーによる評価調整会議を開催し調整を行った後、それぞれ委員長へ報告し、決定する。

(研究実施計画書等の様式)

第7条 内部評価委員会及び外部評価委員会に提出する資料は、それぞれ以下のとおりとする。

＜研究実施計画書、研究関連表＞

様式1 研究実施計画書（プロジェクト研究・総括）

様式2 研究実施計画書（個別課題）

様式3 研究関連表（プロジェクト研究・総括）

＜評価シート：プロジェクト研究＞

様式4 プロジェクト研究（総括）事前評価シート

様式5 プロジェクト研究（総括）中間評価シート

様式6 プロジェクト研究（総括）終了時評価シート

様式7 プロジェクト研究（個別課題）事前評価シート

様式8 プロジェクト研究（個別課題）中間評価シート

様式9 プロジェクト研究（個別課題）終了時評価シート

＜評価シート：重点研究、基盤研究＞

様式10 重点研究、基盤研究 事前評価シート

様式11 重点研究、基盤研究 中間評価シート

様式12 重点研究、基盤研究 終了時評価シート

附 則

第1条 この指針は、平成22年11月15日から施行する。

第2条 土木研究所研究評価委員会等運営指針は廃止する。

第3条 平成22年度で完了する研究の事後評価については、前条の規定に関わらず、廃止前の「土木研究所研究評価委員会等運営指針」に基づいて実施する。

附 則（平成22年12月6日達第23号）

この指針は、平成22年12月6日から施行する。

附 則（平成27年4月1日達第26号）

第1条 この指針は、平成27年4月1日から施行する。

第2条 平成26、27年度で完了する研究の終了時評価については、前条の規定に関わらず、廃止前の「土木研究所研究評価委員会運営指針」に基づいて実施する。